

鳥取県医師確保奨学金制度一覧（概要）

H31.3 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

奨学金の種類	医師養成確保奨学金		緊急医師確保対策奨学金	臨時特例医師確保対策奨学金
	地域枠(H18～)	一般貸付枠(H19～)	特別養成枠(H21～)	臨時養成枠(H22～)
貸付対象者	○鳥取大学医学部医学科推薦入試Ⅱ(地域枠)入学者 ・県内高校卒業(見込)者に限る(1浪まで)	○県内外の大学医学部医学科在学学生 【鳥取大学の場合】出身地、卒業高校の所在地を問わない 【鳥取大学を除く県外大学の場合】県内高校卒業者に限る	○鳥取大学医学部医学科推薦入試Ⅱ(特別養成枠)入学者 ・県内高校卒業(見込)者(2浪まで) ・県外高校卒業(見込)者(2浪まで)で鳥取県に縁のある者(本人・保護者等の出生地・本籍地・現住所地等が鳥取県内であること等)	○鳥取大学医学部医学科一般入試(前期日程)地域枠(鳥取県)入学者 ・出身地、卒業(見込)高校の所在地を問わない(2浪まで) ○岡山大学医学部医学科推薦入試Ⅱ(地域枠コース(鳥取県))入学者 ・出身地、卒業(見込)高校の所在地を問わない(2浪まで) ○山口大学医学部医学科推薦入試Ⅱ(地域医療再生枠(鳥取県枠))入学者 ・鳥取県内の高校卒業(見込)者に限る(2浪まで)
新規貸付枠	5人以内 (新入生のみ)	5人以内 (1年～6年)	5人以内 (新入生のみ)	鳥取大学: 14人以内 岡山大学: 1人以内 山口大学: 1人以内 (いずれも新入生のみ)
奨学金の額	月額120千円 (年額1,440千円)	月額100千円 (年額1,200千円)	月額150千円 (年額1,800千円)	月額150千円 (年額1,800千円)
貸付期間	6年(72月)	1年(12月)～6年(72月) ※貸付時の学年による	6年(72月)	6年(72月)
返還免除要件	医師免許取得後直ちに臨床研修(県外も可)を受け、臨床研修修了後、貸付期間の1.5倍の期間(9年)以内に、知事の指定する県内医療機関に、 <u>貸付期間と同期間(6年間)勤務</u> 県内の病院が管理を行う臨床研修を受けた場合は、最長2年(貸付期間が1年のときは1年)を勤務期間に加える。 鳥取大学医学部附属病院に勤務する場合、下記年限を勤務期間に加える。 ・小児科(脳神経小児科を含む)・産科・救急科・精神科の場合……最長3年 ・上記以外の診療科の場合……最長1年(ただし知事が特に認める場合は3年まで可) 鳥取大学医学部附属病院(全診療科)に勤務する場合は、猶予期間を最長3年まで延長可とする。	医師免許取得後直ちに臨床研修(県外も可)を受け、臨床研修修了後、貸付期間の1.5倍の期間に3年を加えた期間(最長9年)以内に、知事の指定する県内医療機関に、 <u>貸付期間の1.5倍の期間(最長6年)勤務</u>	卒業後、県職員(医師)として、知事が勤務を命ずる県内医療機関に、 <u>貸付期間の1.5倍の期間(9年間)勤務</u>	医師免許取得後直ちに臨床研修(県内に限る)を受け、臨床研修修了後、貸付期間の1.5倍の期間以内に、知事の指定する県内医療機関に、 <u>貸付期間と同期間(6年間)勤務</u>
臨床研修先(初期研修)	限定なし		県内に限定(マッチング参加)	
返還免除対象勤務先	県内の自治体立病院・診療所、公的病院、救急告示病院、精神科救急医療施設、回復期リハビリテーション病棟入院料が健康保険法の療養の給付の対象となる病院		県内の自治体立病院・診療所、公的病院(大学病院は研修のみ)	県内の自治体立病院・診療所、公的病院、大学医学部附属病院、救急告示病院、精神科救急医療施設、回復期リハビリテーション病棟入院料が健康保険法の療養の給付の対象となる病院
勤務先の決定	奨学生が選択		鳥取県が指定	奨学生が選択